

## 農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン（抜粋）

【令和 2 年 3 月 農林水産省策定】

### 第 5 「データ創出型」契約のモデル契約書案

#### 5 当初データ等の利用権限等

##### 第 3 条（当初データ等の利用権限等）

2 データ提供者が、当初データ等の利用を望む場合には、別途両当事者で定める申込書式に必要事項を記入の上、データ受領者に申請をするものとする。データ受領者は、その利用が利用権限を逸脱しているなど特段の事情がない限り、データ提供者に対して、申請された当初データ等を提供しなければならない。ただし、データ提供者に対する当初データ等の提供に費用を要する場合には、データ受領者は別途定める手数料をデータ提供者に請求することができる。

3 データ提供者およびデータ受領者は、別紙 4 に定める利用権限を超えて、当初データ等を利用および／または処分してはならない。

##### 別紙 4 当初データ等およびその利用権限

データ提供者の利用権限	自己利用することに限る（ただし、本目的の制限はなし。）。データ受領者による事前の書面による承諾なく、当初データ等を第三者に譲渡または利用許諾してはならない。
データ受領者の利用権限	本目的の範囲で自己利用することに限る（加工等を含む）。データ提供者による事前の書面による承諾なく、当初データ等を第三者に譲渡または利用許諾してはならない。

#### 6 派生データの利用権限等

##### 第 4 条（派生データの利用権限等）

2 データ提供者が、派生データの利用を望む場合には、別途両当事者で定める申込書式に必要事項を記入の上、データ受領者に申請をするものとする。データ受領者は、その利用が利用権限を逸脱しているなど特段の事情がない限り、データ提供者に対して、申請された派生データを提供しなければならない。ただし、データ提供者に対する派生データの提供に費用を要する場合には、データ受領者は別途定める手数料をデータ提供者に請求することができる。

3 データ提供者およびデータ受領者は、別紙 5 に定める利用権限を超えて、派生データを利用、開示、譲渡、利用許諾および／または処分してはならない。

##### 別紙 5 派生データおよびその利用権限（抜粋）

データ提供者の利用権限	自己利用することに限る（ただし、派生データの無断改変等は認めない。）。データ受領者による事前の書面による承諾なく、派生データを第三者に譲渡または利用許諾してはならない。
データ受領者の利用権限	自己利用することに限る。データ提供者による事前の書面による承諾なく、派生データを第三者に譲渡または利用許諾してはならない。データ提供者は、データ受領者への同意提供を不合理に留保しない。